

# 宮崎県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

平成24年6月1日  
福祉保健部長寿介護課

この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第3項の規定により行う介護サービス情報の公表に係る調査（以下「調査」という。）の実施について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の47の2の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## 1 調査の対象となる事業者について

- (1) 報告内容に虚偽が疑われる場合
- (2) 公表内容について、利用者等から通報があった場合
- (3) 前各号に定める場合のほか、調査を行う必要があると認められる場合

## 2 調査項目について

施行規則別表第1及び別表第2に掲げる項目のうち、県が必要と認める事項とする。

### 附 則

この指針は、平成24年6月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、令和5年3月29日から施行する。